

氏 名	並 河 良 一
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学 位 記 番 号	論 農 博 第 2275 号
学位授与の日付	平 成 11 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	オーストラリアの第一次産業研究開発制度の背景及び我が国への応用可能性に 関する研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 祖 田 修 教 授 稲 本 志 良 教 授 加 賀 爪 優

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、オーストラリアの農業技術開発のための研究開発公社制度の実態を明らかにし、あわせて日本の中小企業、農業技術開発への応用可能性を検討したものである。

第1章では、同研究開発制度は、(1) 需要者主導の研究開発、(2) 研究開発費用の強制的課金方式、(3) 国立研究期間の研究開発受託機能、(4) 農産物別の研究開発センター機能、などの特徴を有することを明確にした。

第2章では、研究開発公社制度は、オーストラリア産業の国際競争力の向上、アジア市場の開発及びこれらを支える基礎的な研究開発水準の向上に重点をおく研究開発政策の中に位置づけられ、工業の産業助成措置に代わる政策として、農業を中心とする第一次産業にのみ適用される政策であるが、その内容を詳細に明らかにした。

第3章では、同制度の経済的・社会的背景について検討している。オーストラリアの農業は商品作物を大規模に生産する輸出指向型の産業で、同国経済の中で重要な位置を占めている。このため研究開発による国際競争力の向上が必要であるが、農業の経営規模は他産業に比べ小さく個々の農業者に研究開発を期待できない。これらの状況を背景に同制度は、課金により農業者の研究開発資金を集合し、政府の補助も得て、農産物別の研究開発センターの機能を果たしている。同制度は、オーストラリア独自の経済的・社会的背景の中で生まれ、定着してきたとする。

第4章では、我が国の中小企業への応用可能性について検討している。経済のグローバル化の中で我が国の中小企業は研究開発拠点としての役割が重視されており、また業種の存廃に係る代替技術・新製品の開発など業界共通の技術課題も増えている。しかし個々の中小企業は経営資金に限界があり、中小企業が品目ごとにまとまって研究開発を行うことが合理的であり、同制度を活用する必要性が見出せるとしている。

第5章では、我が国の農業系の研究開発政策への応用可能性について検討している。我が国では、大量の商品作物を生産するオーストラリア農業と異なり、農産物の地域特性が多様で、果樹農業に見られるように産地間競争が激しいため、農業の現場では研究開発公社制度を導入する一般的必要性はあまり意識されない。しかし同制度が研究者と農業の現場との技術水準の乖離を縮小し、農業系国立研究機関の研究内容を農業者のニーズに近づける機能を果たすることが期待できるとする。

第6章では、同制度を導入した場合の農業技術研究開発に与える付随的な影響について検討している。我が国では農業系の研究開発費は比較的潤沢であること、国公立研究機関が主導的に農業者に代わって研究開発を実施する体制がすでに確立されていること、農業を他の産業と同一視する考え方は希薄であることなど同制度の定着にネガティブな要素も多く見出せる。強制課金制度は一般的に我が国にはなじみにくいが、営農指導事業の賦課金制度のような既存のスキームを活用すれば導入は不可能ではない。また日本の農業の地域性の強さとの関連、農業における特許取得の増加の可能性についても検討している。

第7章では、同制度を我が国に適用するに際しての、同制度の体系や内容の複雑さ、政府からの自主性の確保など一般的課題について述べている。また同制度は、研究開発委託を通じ国立研究機関の独立行政法人化の定着に役立つものと考えている。

第8章において、研究開発公社制度の導入には、我が国の経済・社会の考え方や既存制度との調整が必要であるが、同制度の本質的な特徴を生かしつつ、我が国の現状に即して必要な修正を加えることにより、我が国の産業（農業）の発展に寄与する制度として定着させることが可能であると結論している。

論文審査の結果の要旨

本論文では、オーストラリアの農業分野の研究開発政策として定着している研究開発公社制度をとりあげ、日本ではじめてその内容を詳細に紹介、検討したものである。さらに進んで、同制度の我が国中小企業、および農業への応用可能性を検証したものである。

現在日本では行政改革が議論され実行に移されつつある。産業技術政策もその例外ではなく、独立行政法人化を含めた国立研究機関のあり方、産業界への公的助成のあり方等について検討が進められている。このような時に際して、海外の技術開発政策・制度の実態を知り、これを参考にすることはきわめて有益であると考えられる。

本論文の評価すべき点は次の諸点である。

まず第1に、オーストラリアの農業技術開発のための研究開発公社制度を研究対象とし、詳細にその内容と背景を紹介・検討したという点である。本論文において、同制度が我が国の研究開発政策に見られないいくつかの特徴を有する点が明らかになった。その特徴とは、1) 需要者主導の研究開発であること、2) 研究開発費が強制課金制度であり、それだけに研究への関心、普及の速度に影響すること、3) 国立研究機関の研究開発受託が自由で活発であること、4) 農産物品目別の研究開発が中心であることなどであり、全オーストラリアのセンターとしての機能を有しているとしている。

以上の4点が我が国に見られない研究開発公社制度の特徴であることを指摘した。

第2に、研究開発公社制度の、日本の中小企業への適用可能性を示したことである。日本の中小企業は、経済のグローバル化、アジア諸国との競争の激化が進展する中で、同制度の利点を取り入れ、その研究開発をてこに生き残るべく求められる政策である。我が国中小企業には、強制課金制はともかく同制度の基礎となる多くの要素を受け入れる素地が十分に見出せる。我が国への応用に際し、オーストラリアの制度をそのまま直輸入する必要はなく、強制課金など一部の要素については、制度本来の趣旨を損なわない範囲で、我が国に定着しやすいように修正を行うことが可能であり、またそれが現実的であることなどを示した。

第3に、日本農業は国内供給が中心で、オーストラリアは輸出志向が強く、この点で大きく異なる。しかし農業の現場と研究者の技術水準の乖離を埋め、農業者のニーズや経済社会の変化に対応した、実用性の高い研究開発を進めるためには、研究開発公社制度の導入は一定の修正のもとに有用であることを明らかにした。加えて日本農業技術研究における地域性の強さと制度との関連、特許取得の傾向がやや弱いがこの制度の導入によって改善されるであろうことなどを提示した。

以上のように本論文は、今後の日本における農業技術開発の方向について新たな知見を示し、農業技術論、農業経営学、比較農業論などの分野の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成11年10月21日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。